

## ☆子どもはぐくみ医療費受診要領☆

対 象 年 齢
---------

18歳到達年度末まで

### 1 利用のしかた

	持 参 す る も の	場 所
医療機関で 受診するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険者証</li> <li>・子どもはぐくみ医療費受給者証</li> </ul>	☆医療機関

### 2 次の場合は早急に届けてください。

	持 参 す る も の	場 所
住所・氏名に変更が あった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもはぐくみ医療費受給者証</li> <li>・印鑑</li> </ul>	☆役場（1階） 福祉課
保険者名・保険者証の 記号・番号に変更が あった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険者証</li> <li>・子どもはぐくみ医療費受給者証</li> <li>・印鑑</li> </ul>	

### 3 次の場合は払い戻しができます。

	持 参 す る も の	場 所
県外及び接骨院等で受 診して下記の自己負担 金以上を支払った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもはぐくみ医療療養費請求用領収書（様式第6号）または 医療機関等で発行された領収書の原本（総点数等記載のもの）</li> <li>・健康保険者証</li> <li>・子どもはぐくみ医療費受給者証</li> <li>・印鑑</li> <li>・保護者の銀行の口座番号のわかるもの</li> </ul>	☆役場（1階） 福祉課

### 4 自己負担金（保険適用外の自己負担金は全額自己負担になります。）

年 齢	自 己 負 担 金	支 払 場 所
0～3歳未満	通院：自己負担金はありません。 入院：入院時食事療養費の自己負担金（標準負担額）	☆医療機関
3～6歳未満	通院：1ヵ月、1医療機関あたり600円まで 入院：入院時食事療養費の自己負担金（標準負担額）	
6歳～18歳到達年度末まで	通院：1ヵ月、1医療機関あたり600円まで 入院：1ヵ月、1医療機関あたり600円まで 入院時食事療養費の自己負担金（標準負担額）	

※3歳～18歳到達年度末までの通院、6歳～18歳到達年度末までの入院について  
同一月内に健康保険者証の変更があった場合は、再度600円までの自己負担金が必要です。

※保険薬局での自己負担金はありません。  
ただし、県外処方の場合、調剤薬局の窓口で自己負担金を請求される場合があります。  
自己負担金を支払った場合は払い戻しの手続きをお願いします。

☆お問い合わせ先    藍住町役場 福祉課    電話    637-3114